## 「子ども医療費助成受給者証」の一斉更新を行います

10月から使用する受給者証を保護者の方に対して、9月下旬に郵送しますので内容をご確認ください。

**■受給対象となる方**／市に住民登録をしていて、各種健康保険に加入している中学3年生までのお子さん（通院は小学3年生まで、入院は中学3年生まで）

**■助成期間**／10月1日から来年9月30日まで（現在、小学3年生、中学3年生の方は来年3月31日まで）

**■助成内容**／医療機関などにおける入院または通院にかかる医療費の一部負担金（入院時の食事代を除きます）

※所得制限により該当しない場合があります。

**【ご注意ください】**

保護者の方が本年1月2日以降に市に転入された場合や市外にお住いの場合は、本年1月1日現在で住民登録していた市町村発行の平成27年度（平成26年分）の所得証明書（所得と扶養の人数などが確認できるもの）を提出いただく必要があります。

なお、該当する方にはすでに通知していますが、お早めにご準備いただき速やかに左記問い合わせ先に提出してください。

**■問い合わせ先**／市保険課 医療給付係
tel：（22）6600
内線3776・3777

## ガスを安全に使うために

### 「ガスと暮らしの安心運動」を実施します

9月1日から11月30日まで、ガスの事故防止を目的として「ガスと暮らしの安心運動」を実施します。安全にガスを使用するため、ガス機器の正しい使用と管理をしっかりと行いましょう。

**■問い合わせ先**／市ガス課 事業推進係
tel：（22）7090

**24時間安心を見守る 警報器の設置を**

万が一、ガス漏れや有害な一酸化炭素が発生した場合、ランプと警報音でお知らせします（火災を知らせるものもあります）。

交換期限は5年間、期限が過ぎる前に交換をしましょう。一台でガス漏れ、一酸化炭素、火災を知らせる「複合型警報器」の設置がおすすめです。

**ガス機器とガス栓は 正しく接続**

ガス機器とガス栓は、種類によって接続具が違います。正しく接続しないとガス漏れの原因となります。取扱説明書をよく読み、正しい接続をしましょう。

**ガス機器の使用中は 必ず換気を（給気と排気）**

ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。換気が不十分だと有害な一酸化炭素が発生し中毒になるおそれがあります。使用の際は換気扇を回す、窓を開けるなど、必ず換気をしましょう。

**古い埋設ガス管は 早めに交換**

敷地内のガス管は、お客様の資産です。埋設された亜鉛メッキ鋼管（白ガス管）は古くなって腐食が進むとガス漏れのおそれがあります。早めに交換しましょう。

**古くなったガス機器は 安全型に交換**

ガス機器は古くなると、部品が劣化して火災や事故を起こすおそれがあります。安全装置の付いたガス機器に早めに交換しましょう。

**地震が起きたら**

まず身の安全を確保しましょう。震度5相当以上の地震の場合は、ガスメーター（マイコンメーター）が自動的にガスを遮断します。揺れがおさまってから、使用中のガス機器を止めて、ガス栓も閉めてください。